

平成 25 年 度

山梨県健全化判断比率審査意見書
山梨県資金不足比率審査意見書

山 梨 県 監 査 委 員

平成 25 年度山梨県健全化判断比率審査意見書

写

梨 監 第 557 号

平成 26 年 9 月 11 日

山梨県知事 横 内 正 明 殿

山梨県監査委員 芦 沢 幸 彦

山梨県監査委員 中 込 孝 元

山梨県監査委員 石 井 脩 徳

山梨県監査委員 望 月 勝

平成 25 年度山梨県健全化判断比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき審査に付された平成 25 年度山梨県健全化判断比率について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

平成 25 年度山梨県健全化判断比率審査意見書

第 1 審査の対象

平成 25 年度山梨県健全化判断比率審査の対象は、次のとおりである。

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

第 2 審査の期間

平成 26 年 8 月 15 日から平成 26 年 9 月 10 日まで

第 3 審査の手続

審査に当たっては、並行して実施している一般会計・特別会計歳入歳出決算審査の状況及び財政状況並びに第三セクター等への県の財政的支援の状況（債務保証、損失補償）を考慮に入れるほか、次の点に主眼をおいて実施した。

- (1) 健全化判断比率の算定の基礎となる数値は適正に算定されているか。
- (2) 健全化判断比率の算定の過程に誤りはないか。
- (3) 財政の健全化に関する法律、施行令等に基づき、適切な算定要素が用いられているか。

第 4 審査の結果及び意見

健全化判断比率	平成 25 年度 (%)	早期健全化基準 (%)
実質赤字比率	—	3.75
連結実質赤字比率	—	8.75
実質公債費比率	16.5	25.00
将来負担比率	215.8	400.00

注) 実質赤字比率は、黒字であることから算定されない。

注) 連結実質赤字比率は、資金剰余（黒字）であることから算定されない。

監査委員は、知事から提出された山梨県及び山梨県が出資している法人等の平成 25 年度山梨県健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に基づいて作成されているか審査を行った。

この書類を審査した結果、健全化判断比率の算定の基礎となる数値及び健全化判断比率の算定の過程は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に基づき適正に作成されているものと認められた。

平成 25 年度山梨県資金不足比率審査意見書

写

梨 監 第 558 号

平成 26 年 9 月 11 日

山梨県知事 横 内 正 明 殿

山梨県監査委員 芦 沢 幸 彦

山梨県監査委員 中 込 孝 元

山梨県監査委員 石 井 脩 徳

山梨県監査委員 望 月 勝

平成 25 年度山梨県資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき審査に付された平成 25 年度山梨県資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

目 次

平成 25 年度山梨県営電気事業会計資金不足比率審査意見書

第 1	審査の対象	1
第 2	審査の期間	1
第 3	審査の手続	1
第 4	審査の結果及び意見	1

平成 25 年度山梨県営温泉事業会計資金不足比率審査意見書

第 1	審査の対象	2
第 2	審査の期間	2
第 3	審査の手続	2
第 4	審査の結果及び意見	2

平成 25 年度山梨県営地域振興事業会計資金不足比率審査意見書

第 1	審査の対象	3
第 2	審査の期間	3
第 3	審査の手続	3
第 4	審査の結果及び意見	3

平成 25 年度山梨県流域下水道事業特別会計資金不足比率審査意見書

第 1	審査の対象	4
第 2	審査の期間	4
第 3	審査の手続	4
第 4	審査の結果及び意見	4

平成 25 年度山梨県営電気事業会計資金不足比率審査意見書

第 1 審査の対象

平成 25 年度山梨県営電気事業会計の決算に基づく資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

第 2 審査の期間

平成 26 年 8 月 15 日から平成 26 年 9 月 10 日まで

第 3 審査の手続

審査に当たっては、知事から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について次の点に主眼をおいて実施した。

- (1) 資金不足比率の算定の基礎となる数値は適正に算定されているか。
- (2) 資金不足比率の算定の過程に誤りはないか。
- (3) 財政の健全化に関する法律、施行令等に基づき、適切な算定要素が用いられているか。

第 4 審査の結果及び意見

	平成 25 年度 (%)	経営健全化基準 (%)
資金不足比率	—	20.00

注) 資金不足比率は、資金剰余 (黒字) であることから算定されない。

監査委員は、知事から提出された平成 25 年度山梨県営電気事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に基づいて作成されているか審査を行った。

この書類を審査した結果、資金不足比率の算定の基礎となる数値及び資金不足比率の算定の過程は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に基づき適正に作成されているものと認められた。

平成 25 年度山梨県営温泉事業会計資金不足比率審査意見書

第 1 審査の対象

平成 25 年度山梨県営温泉事業会計の決算に基づく資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

第 2 審査の期間

平成 26 年 8 月 15 日から平成 26 年 9 月 10 日まで

第 3 審査の手続

審査に当たっては、知事から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について次の点に主眼をおいて実施した。

- (1) 資金不足比率の算定の基礎となる数値は適正に算定されているか。
- (2) 資金不足比率の算定の過程に誤りはないか。
- (3) 財政の健全化に関する法律、施行令等に基づき、適切な算定要素が用いられているか。

第 4 審査の結果及び意見

	平成 25 年度 (%)	経営健全化基準 (%)
資金不足比率	—	20.00

注) 資金不足比率は、資金剰余 (黒字) であることから算定されない。

監査委員は、知事から提出された平成 25 年度山梨県営温泉事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に基づいて作成されているか審査を行った。

この書類を審査した結果、資金不足比率の算定の基礎となる数値及び資金不足比率の算定の過程は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に基づき適正に作成されているものと認められた。

平成 25 年度山梨県営地域振興事業会計資金不足比率審査意見書

第 1 審査の対象

平成 25 年度山梨県営地域振興事業会計の決算に基づく資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

第 2 審査の期間

平成 26 年 8 月 15 日から平成 26 年 9 月 10 日まで

第 3 審査の手続

審査に当たっては、知事から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について次の点に主眼をおいて実施した。

- (1) 資金不足比率の算定の基礎となる数値は適正に算定されているか。
- (2) 資金不足比率の算定の過程に誤りはないか。
- (3) 財政の健全化に関する法律、施行令等に基づき、適切な算定要素が用いられているか。

第 4 審査の結果及び意見

	平成 25 年度 (%)	経営健全化基準 (%)
資金不足比率	—	20.00

注) 資金不足比率は、資金剰余 (黒字) であることから算定されない。

監査委員は、知事から提出された平成 25 年度山梨県営地域振興事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に基づいて作成されているか審査を行った。

この書類を審査した結果、資金不足比率の算定の基礎となる数値及び資金不足比率の算定の過程は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に基づき適正に作成されているものと認められた。

平成 25 年度山梨県流域下水道事業特別会計資金不足比率審査意見書

第 1 審査の対象

平成 25 年度山梨県流域下水道事業特別会計の決算に基づく資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

第 2 審査の期間

平成 26 年 8 月 15 日から平成 26 年 9 月 10 日まで

第 3 審査の手続

審査に当たっては、知事から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について次の点に主眼をおいて実施した。

- (1) 資金不足比率の算定の基礎となる数値は適正に算定されているか。
- (2) 資金不足比率の算定の過程に誤りはないか。
- (3) 財政の健全化に関する法律、施行令等に基づき、適切な算定要素が用いられているか。

第 4 審査の結果及び意見

	平成 25 年度 (%)	経営健全化基準 (%)
資金不足比率	—	20.00

注) 資金不足比率は、資金剰余 (黒字) であることから算定されない。

監査委員は、知事から提出された平成 25 年度山梨県流域下水道事業特別会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に基づいて作成されているか審査を行った。

この書類を審査した結果、資金不足比率の算定の基礎となる数値及び資金不足比率の算定の過程は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に基づき適正に作成されているものと認められた。

付 表

第 1 實 質 赤 字 比 率

第 2 連 結 實 質 赤 字 比 率

第 3 實 質 公 債 費 比 率

第 4 將 來 負 担 比 率

第 5 資 金 不 足 比 率

第1 実質赤字比率

【計算式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (A)}}{\text{標準財政規模 (B)}}$$

【計算結果】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (A)}}{\text{標準財政規模 (B)}} = \frac{\Delta 14,687,866}{260,863,979} \times 100 = - (\Delta 5.63\%)$$

注) 実質赤字比率は、黒字であることから算定されない。

一般会計等に係る実質収支額 (A)

(単位：千円)

会計名	歳入総額	歳出総額	翌年度に繰り越すべき財源					実質収支額(8)	
	(1)	(2)	継続費通次繰越額(3)	繰越明許費繰越額(4)	事故繰越額(5)	事業繰越額(6)	未収入特定財源(7)	(1)-(2)-(3)-(4)-(5)-(6)+(7)	
一般会計	501,757,584	488,189,938	1,279,873	44,472,595	5,586,334		40,202,023	2,430,867	
一般会計等に属する特別会計	恩賜県有財産特別会計	9,640,615	6,588,081		1,845,706	359,141		2,001,247	2,848,934
	災害救助基金特別会計	27,094	27,094						0
	母子寡婦福祉資金特別会計	209,742	66,790				142,952		0
	中小企業近代化資金特別会計	6,329,117	1,216,359						5,112,758
	農業改良資金特別会計	214,803	59,073				142,104		13,626
	市町村振興資金特別会計	5,535,216	1,298,958						4,236,258
	県税証紙特別会計	1,766,032	1,745,709						20,323
	集中管理特別会計	101,250,397	101,225,297						25,100
	商工業振興資金特別会計	53,773,166	53,773,166						0
	林業・木材産業改善資金特別会計	144,985	35,316				109,669		0
	公債管理特別会計	104,965,423	104,965,423						0
合計	785,614,174	759,191,204	1,279,873	46,318,301	5,945,475	394,725	42,203,270	14,687,866	

標準財政規模 (B)

(単位：千円)

区分	金額
標準税収入額等	97,149,170
普通交付税額	128,276,696
臨時財政対策債発行可能額	35,438,113
合計	260,863,979

【早期健全化基準等】

(単位：%)

早期健全化基準	3.75
財政再生基準	5.00

【実質赤字比率の推移】

(単位：千円、%)

年度	H23	H24	H25
実質収支額	13,845,287	15,416,304	14,687,866
標準財政規模	261,026,287	263,472,730	260,863,979
実質赤字比率	△ 5.30	△ 5.85	△ 5.63

第2 連結実質赤字比率

【計算式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (A) + (B) + (C)}}{\text{標準財政規模 (D)}}$$

【計算結果】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (A) + (B) + (C)}}{\text{標準財政規模 (D)}} = \frac{\Delta 31,082,910}{260,863,979} \times 100 = - (\Delta 11.91\%)$$

注) 連結実質赤字比率は、資金剰余(黒字)であることから算定されない。

一般会計等に係る実質収支額 (A)

(単位：千円)

会計名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	翌年度に繰り越すべき財源				未収入 特定財源 (7)	実質収支額(8) (1)-(2)-(3)- (4)-(5)-(6)+ (7)	
			継続費通 次繰越額 (3)	繰越明許 費繰越額 (4)	事故繰越 繰越額 (5)	事業 繰越額 (6)			
一般会計	501,757,584	488,189,938	1,279,873	44,472,595	5,586,334		40,202,023	2,430,867	
一般会計等に属する特別会計	恩賜県有財産特別会計	9,640,615	6,588,081		1,845,706	359,141		2,001,247	2,848,934
	災害救助基金特別会計	27,094	27,094						0
	母子寡婦福祉資金特別会計	209,742	66,790				142,952		0
	中小企業近代化資金特別会計	6,329,117	1,216,359						5,112,758
	農業改良資金特別会計	214,803	59,073				142,104		13,626
	市町村振興資金特別会計	5,535,216	1,298,958						4,236,258
	県税証紙特別会計	1,766,032	1,745,709						20,323
	集中管理特別会計	101,250,397	101,225,297						25,100
	商工業振興資金特別会計	53,773,166	53,773,166						0
	林業・木材産業改善資金特別会計	144,985	35,316				109,669		0
公債管理特別会計	104,965,423	104,965,423						0	
合計	785,614,174	759,191,204	1,279,873	46,318,301	5,945,475	394,725	42,203,270	14,687,866	

公営企業会計(法非適用) 企業に係る資金剰余额 (B)

(単位：千円)

会計名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	翌年度に繰り越すべき財源				未収入 特定財源 (7)	実質収支額(8) (1)-(2)-(3)- (4)-(5)-(6)+ (7)
			継続費通 次繰越額 (3)	繰越明許 費繰越額 (4)	事故繰越 繰越額 (5)	事業 繰越額 (6)		
流域下水道事業特別会計	6,694,607	5,892,786	0	1,044,040	0	0	838,471	596,252

公営企業会計(法適用) 企業に係る資金剰余额 (C)

(単位：千円)

会計名	流動資産	流動負債	流動負債控除額	長期借入金	資金剰余额
	(1)	(2)	(3)	(4)	(1)-(2)+(3)-(4)
電気事業会計	15,294,110	239,610	0	-	15,054,500
温泉事業会計	740,948	27,359	0	-	713,589
地域振興事業会計	33,601	2,898	0	-	30,703
合計	16,068,659	269,867	0	-	15,798,792

標準財政規模 (D)

(単位：千円)

区 分	金 額
標準税収入額等	97,149,170
普通交付税額	128,276,696
臨時財政対策債発行可能額	35,438,113
合 計	260,863,979

【早期健全化基準等】

(単位：%)

早期健全化基準	8.75
財政再生基準	15.00

【連結実質赤字比率の推移】

(単位：千円、%)

年 度	H23	H24	H 25
剰 余 額	29,395,554	31,496,670	31,082,910
標準財政規模	261,026,287	263,472,730	260,863,979
連結実質赤字比率	△ 11.26	△ 11.95	△ 11.91

第3 実質公債費比率

【計算式】

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金(A)} + \text{準元利償還金(B)}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(C)})}{\text{標準財政規模(D)} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(C)})}$$

【計算結果】

$$\begin{aligned} & (\text{平成23年度} + \text{平成24年度} + \text{平成25年度}) \div 3 \\ 3\text{か年平均} & = (16.78520 + 16.38591 + 16.41919) \div 3 = 16.5\% \end{aligned}$$

(単位：千円)

区 分		平成23年度	平成24年度	平成25年度
地方債の元利償還金（繰上償還額、特定財源を除く）	(A)	78,536,203	78,266,156	78,649,853
準元利償還金	(B)	3,489,386	4,102,076	5,337,913
元利償還金と準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	(C)	45,919,480	46,877,069	49,240,976
標準財政規模	(D)	261,026,287	263,472,730	260,863,979

$$(H23) \quad \frac{(78,536,203 + 3,489,386) - 45,919,480}{261,026,287 - 45,919,480} \times 100 = 16.78520$$

$$(H24) \quad \frac{(78,266,156 + 4,102,076) - 46,877,069}{263,472,730 - 46,877,069} \times 100 = 16.38591$$

$$(H25) \quad \frac{(78,649,853 + 5,337,913) - 49,240,976}{260,863,979 - 49,240,976} \times 100 = 16.41919$$

【早期健全化基準等】 (単位：%)

早期健全化基準	25.00
財政再生基準	35.00

【実質公債費比率の推移】

(単位：%)

年 度	H23	H24	H25
実質公債費比率 (3か年平均)	16.8	16.6	16.5

第4 将来負担比率

【計算式】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額(A)} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})(B)}{\text{標準財政規模(C)} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})(D)}$$

【計算結果】

$$\text{将来負担比率} = \frac{(1,193,518,411 - 736,797,329)}{(260,863,979 - 49,240,976)} \times 100 = 215.8\%$$

将来負担額 (A)

(単位：千円)

区 分	会 計 名 等	金 額
地 方 債 の 現 在 高	一 般 会 計	1,016,872,197
	恩賜県有財産特別会計	10,789,548
	母子寡婦福祉資金特別会計	376,953
	中小企業近代化資金特別会計	3,971,654
	農業改良資金特別会計	167,822
	林業・木材産業改善資金特別会計	13,250
	計	1,032,191,424
債務負担行為に基づく支出予定額	一 般 会 計	3,439,844
公営企業債等繰入見込額	流域下水道事業特別会計	10,623,027
退職手当負担見込額	一 般 会 計	121,678,500
設立法人の負債額等負担見込額	道 路 公 社	0
	土 地 開 発 公 社	7,892,335
	第 三 セ ク タ ー 等	17,693,281
	計	25,585,616
連結実質赤字額		0
合 計		1,193,518,411

充当可能財源等 (B)

(単位：千円)

区 分	金 額
地方債の償還額等に充当可能な基金	86,450,979
地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額	28,847,445
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	621,498,905
合 計	736,797,329

標準財政規模 (C)

(単位：千円)

金 額	260,863,979
-----	-------------

元利償還金と準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)

(単位：千円)

金 額	49,240,976
-----	------------

【早期健全化基準】

(単位：%)

早期健全化基準	400.00
---------	--------

【将来負担比率の推移】

(単位：千円、%)

年 度	H23	H24	H25
将 来 負 担 額	1,194,259,940	1,191,375,374	1,193,518,411
充 当 可 能 財 源 等	713,249,436	721,881,958	736,797,329
標 準 財 政 規 模	261,026,287	263,472,730	260,863,979
基準財政需要額算入公債費	45,919,480	46,877,069	49,240,976
将 来 負 担 比 率	223.6	216.7	215.8

第5 資金不足比率

【計算式】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額 (A)}}{\text{事業の規模 (B)}}$$

【計算結果】

〈電気事業会計〉

$$\text{資金不足比率} = \frac{\Delta 15,054,500}{3,392,586} \times 100 = - (\Delta 443.7\%)$$

〈温泉事業会計〉

$$\text{資金不足比率} = \frac{\Delta 713,589}{140,261} \times 100 = - (\Delta 508.7\%)$$

〈地域振興事業会計〉

$$\text{資金不足比率} = \frac{\Delta 30,703}{352,441} \times 100 = - (\Delta 8.7\%)$$

〈流域下水道事業特別会計〉

$$\text{資金不足比率} = \frac{\Delta 596,252}{2,409,196} \times 100 = - (\Delta 24.7\%)$$

注) 各会計の資金不足比率は、資金剰余（黒字）であることから算定されない。

資金の不足額（△は資金の剰余を示している）(A)

(単位：千円)

会計名	流動負債 (歳出額) (1)	流動資産 (歳入額) (2)	長期借入金 (3)	資金の不足額 (△資金剰余額) (1)-(2)+(3)
電気事業会計	239,610	15,294,110	0	△ 15,054,500
温泉事業会計	27,359	740,948	0	△ 713,589
地域振興事業会計	2,898	33,601	0	△ 30,703
流域下水道事業特別会計	5,892,786	6,489,038	0	△ 596,252

事業の規模 (B)

(単位：千円)

会計名	営業収益 (1)	受託工事収益 (2)	事業の規模 (1)-(2)
電気事業会計	3,392,586	0	3,392,586
温泉事業会計	140,261	0	140,261
地域振興事業会計	352,441	0	352,441
流域下水道事業特別会計	2,409,196	0	2,409,196

【経営健全化基準】

(単位：%)

経営健全化基準	20.00
---------	-------

